（削る）	（削る）	（略）	（削る）
（削る）	（削る）		（削る）
（削る）	（削る）		（削る）

第二十条の十四（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	（略）	（略）	第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の備付け
第二十二条の三（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道施設の台帳の保管			第十四条の十四の規定による帳簿の備付け 第十七条の二第二項（水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第五十二条及び第五十四条にお

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）